

橋本市規則第 27 号

橋本市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

橋本市学校給食費徴収規則(平成 30 年橋本市規則第 15 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給食費の負担) 第 2 条 給食費は、保護者及び職員の負担とする。 (給食申込書及び変更届) 第 4 条 <u>保護者</u>は、学校給食申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2 略 (給食費の徴収) 第 6 条 市長は、4 月分から 7 月分までの給食費を当月の 25 日に、9 月分から 3 月分までの給食費を前月の 25 日に<u>保護者</u>の指定口座から口座振替により徴収するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。 2～4 略 (給食費の減免) 第 7 条 <u>保護者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給食費の減免等を申請することができる。 (1) 病気、事故その他の理由によりあらかじめ<u>保護者</u>から連絡のあった者について、その後連続して 7 日(休日等を含む。)を超える欠席の場合 (2)・(3) 略 2 <u>保護者</u>は、前項各号の規定に該当する場合は、学校給食費減免申請書(様式第 3 号)により市長に申請するものとする。 3 略 (減免の額) 第 8 条 前条第 3 項により減免を決定した<u>保護者</u>の給食費の減免の額は、第 5 条に規定する各月額を超えない範囲で食数計算により算定する。	(給食費の負担) 第 2 条 給食費は、保護者及び職員(<u>以下「保護者等」という。</u>)の負担とする。 (給食申込書及び変更届) 第 4 条 <u>保護者等</u>は、学校給食申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2 略 (給食費の徴収) 第 6 条 市長は、4 月分から 7 月分までの給食費を当月の 25 日に、9 月分から 3 月分までの給食費を前月の 25 日に<u>保護者等</u>の指定口座から口座振替により徴収するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。 2～4 略 (給食費の減免) 第 7 条 <u>保護者等</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給食費の減免等を申請することができる。 (1) 病気、事故その他の理由によりあらかじめ<u>保護者等</u>から連絡のあった者について、その後連続して 7 日(休日等を含む。)を超える欠席の場合 (2)・(3) 略 2 <u>保護者等</u>は、前項各号の規定に該当する場合は、学校給食費減免申請書(様式第 3 号)により市長に申請するものとする。 3 略 (減免の額) 第 8 条 前条第 3 項により減免を決定した<u>保護者等</u>の給食費の減免の額は、第 5 条に規定する各月額を超えない範囲で食数計算により算定す

(給食費の督促) 第 10 条 市長は、<u>保護者</u>が第 6 条第 2 項に規定する納期限までに給食費を納付しないときは、保護者等に対し督促状を発するものとする。 (職員の手続等) 第 11 条 <u>職員に係る給食の申込、給食費の徴収等の手続については、別に定めるところによる。</u> 第 12 条 略 附 則 1・2 略 (給食費の徴収の特例) 3 略 4 <u>令和 6 年 10 月分から令和 8 年 3 月分までの児童生徒に係る給食費(第 6 条の 2 に規定する教育扶助を受けている児童生徒に係るものを除く。)</u>については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、無償とする。	る。 (給食費の督促) 第 10 条 市長は、<u>保護者等</u>が第 6 条第 2 項に規定する納期限までに給食費を納付しないときは、保護者等に対し督促状を発するものとする。 第 11 条 略 附 則 1・2 略 (給食費の徴収の特例) 3 略 4 <u>令和 6 年 10 月分から令和 7 年 3 月分までの児童生徒に係る給食費(第 6 条の 2 に規定する教育扶助を受けている児童生徒に係るものを除く。)</u>については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、無償とする。
--	--

様式第 1 号裏面中「及び勤務する職員」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。